

～ 国際研修 ～

第12回日韓パートナーシップ研修（韓国セッション）

国際協力部教官

朝山直木

1 はじめに

国際協力部では、財団法人国際民商事法センター及び大韓民国大法院法院公務員教育院との共催により、本年6月14日から24日までの間、第12回日韓パートナーシップ研修（韓国セッション）を実施した。

研修員は、日本側は法務省民事局、法務局・地方法務局及び裁判所の職員5名が参加し、韓国側は大法院、地方法院の職員5名が参加した。参加者は次のとおりである。

東京法務局民事行政部第二法人登記部門登記相談官	齋藤 幸弘
さいたま地方法務局不動産登記部門登記官	伊藤 大輔
千葉地方法務局柏支局登記官	杉本 美奈
法務省民事局登記情報センター室登記情報第六係長	上坪 健治
最高裁判所事務総局民事局第三課執行制度係長	豊田 政昭
清州地方法院民事申請課法院事務官	林 潤徹
ソウル中央地方法院刑事合議課法院主事	許 吉潤
法院行政処司法登記審議官室法院事務官	金 ガナ
昌原地方法院民事申請課法院事務官	金 成薰
議政府地方法院刑事合議課法院主事	梁 齊倫

2 研修の目的

本研修は、研修員が、所掌業務に関する制度上及び実務上の諸問題についての議論を通じて研修員の知識の向上を図り、研修の成果を両国の制度の発展及び実務の改善に寄与させるとともに、両国間のパートナーシップを醸成することを目的としている。

本研修の特徴としては、「日本セッション」と「韓国セッション」という2つのセッションから構成されていることであり、両国の研修員が互いに相手国に渡り、相互に研修を実施することが挙げられる。

3 研修の概要

本研修のテーマについては、今回は「不動産登記制度、商業登記制度、供託制度及び民

事執行制度をめぐる実務上の諸問題」をテーマとして実施した。

(1) 講義

① 供託出捐金の運用及び供託金回収率向上方策

法院行政処司法登記局の文大永司法登記審議官より標記テーマで講義を行っていた。

韓国では、大法院長が法令により供託する金銭、有価証券その他の物品を保管する銀行を指定することとされており（韓国供託法3条）、保管銀行は地方法院本院、支院、市・郡法院ごとに1つの金融機関を指定することを原則としている。そして、供託金を保管する銀行は、毎年供託金運用収益金の一部を供託金管理委員会に出捐することができる（韓国供託法19条）、出捐を受けた供託金管理委員会は供託電算システムの管理及び運用、国選弁護及び訴訟救助費用の支援等一定の公益事業の用途に使用している。これは、供託金運用収益金を国に帰属させることは供託金運用収益金は本来供託者が保管銀行に供託金を保管したことによって発生している点から妥当ではない。一方、供託当事者に還元させることも供託が利子の発生を目的にしない制度であること等を考慮すると妥当ではないといった理由から、収益を国民一般に還元するためにこのような制度を採っているそうである。

次に、供託金回収率向上方策について、韓国では、消滅時効の完成等によって国庫に帰属されることになった供託金が毎年増加していることから、これを下げるための取組みを行っているとのことであった。まず、国庫に帰属することになる供託金が増加した原因は、供託事件数そのものが増加したこと、1件当たりの供託金の額は比較的少額であることから供託金を受領すべき者の関心が小さいこと及び弁済供託の場合だと被供託者が供託者に対して反感等を抱いていることから受領を請求しないこと等が推測されている。そこで、方策として、一定の金額以上の供託事件の被供託者に対して、事件受理後一定期間経過後に通知を送付したり、時効完成が近い事件について大法院のホームページに掲載する等の広報活動を行っているとのことであった。

② 韓国不動産登記制度の沿革的小考

学士院会員で、成均館大学の高翔龍名誉教授より標記テーマで講義を行っていた。

韓国における不動産の公示制度について、朝鮮時代からその沿革を紹介することによって、韓国の現行の不動産登記制度がどのような沿革から由来した制度であるか、また、土地所有権の近代化の過程で、日本の不動産登記制度がどのような影響を与えたかについて説明していただいた。

(2) 実務研究

実務研究は、各研修員が実務研究課題を提起し、それについて研修員全員で協議し、その結果を発表するものである。韓国セッションでは、日本側研修員が実務研究課題を提起し、韓国における制度及び運用等について韓国側に質問を行い、それに対してその

研修員のパートナーとなる韓国側研修員が回答することとしている。それを踏まえて研修員全員で協議し、最終的には日本側研修員が研究結果を発表することになっている。今回の各研修員のテーマは次のとおりである。

① オンラインによる供託手続の利用率の向上について

日本では平成18年からオンラインによる供託申請が導入されているが、全体の供託申請数に比べて、オンラインによる申請件数は僅少なのが現状である。そこで、オンライン申請が導入されていない韓国における議論の内容等を踏まえて、日本におけるオンライン申請率の向上策を検討するものである。

② 資格者代理人による本人確認について

現行の不動産登記法においては、登記識別情報を提供しなくてはならない登記の申請につきその提供ができないときは、登記官はその登記を行う前に登記義務者に対して通知を行うこととされている（事前通知）。一方、司法書士等の資格者代理人が登記名義人を確認したという情報を登記官に対して提供することによって事前通知を省略することができることとされている。ところが、この制度を利用した登記の申請は僅少なのが現状である。そこで、平成3年に同様の制度が導入されている韓国における運用状況等を踏まえて、日本における同制度の利用の向上策を検討するものである。

③ 商業登記に基づく電子認証制度について

商業登記に基づく電子認証制度の利用率の向上のため、韓国における同制度の運用状況等について検討するものである。なお、韓国においては、登記所が発行する電子証明書は登記申請の用途にのみ使用できるとされている。

④ 高度情報化社会における登記行政の情報化について

日韓両国の登記行政の情報化の現状について比較し、日本の登記行政において今後の目指すべき施策及び解決すべき課題について検討するものである。

⑤ 動産執行について

日本における動産執行事件の申立件数が減少傾向にあることから、日韓両国の動産執行の実状を比較検討することによって、効果的な動産執行の在り方について検討するものである。

(3) 見学

大法院，ソウル中央地方法院及び同商業登記所を見学した。

大法院では、まず法院の広報ビデオを視聴した。日本語によるビデオが準備されており、内容は主に裁判関係であったが法院の概要や国民が利用しやすくなるような様々な工夫を行っていることが放映されていた。その後、資料室及び法廷の見学を行った。

ソウル中央地方法院では、法廷の見学のほか民事執行課及び登記課（不動産登記及び民法法人並びに特殊法人の登記を取り扱っている。）の見学及び各課の事件状況等について説明を受けた。また、商業登記所（会社の登記を取り扱っている。）の見学及び事件状況等について、説明を受けた。登記課及び商業登記所では登記事項証明書（登記簿謄本）の無人発給機を設置しており、発行手数料が、窓口での発行が1200ウォン、無人

発給機による発行が1000ウォン，オンラインによる発行が800ウォンということで，手数料に格差を設けることによって無人発給機やオンラインによる発行を進めようとしているとのことであった。

4 終わりに

本研修は，講義や実務研究の場で質問や議論が活発に行われるなど研修員が熱意を持って取り組み，研修の目的をおおむね達成されたものと思料する。

改めて，本研修に御協力いただいた皆様に深く感謝申し上げたい。

第12回日韓パートナーシップ研修(韓国セッション) 日程表

【 指導教官:朝山教官 事務担当:江口専門官・田村専門官 】

月 日	曜	9:30		13:00		備考	
		12:00		17:00			
6 / 14	月			13:00~13:50 オリエンテーション (赤れんが棟共用会議室)	14:00~ 実務研究(1) (赤れんが棟共用会議室)		
6 / 15	火	10:55東京(成田空港)発→13:25ソウル(インチョン空港)着 NH907便 (日本側研修員入寮)			14:20-14:50 生活館案内 15:00-15:20 教育院長表敬 15:30-16:30 庁舎案内 16:40-16:50 記念撮影		
6 / 16	水	講義 「供託出捐金の運用及び供託金回収率向上方策」 文大永法院行政処司法登記国司法登記審議官		講義 「韓国不動産登記制度の沿革的考察」 高翔龍教授			
6 / 17	木	実務研究(2)		実務研究(3)			
6 / 18	金	実務研究(4)		見学			
6 / 19	土	休み					
6 / 20	日	休み					
6 / 21	月	見学 最高裁判所		見学 ソウル地方法院登記課等			
6 / 22	火	総合発表準備			総合発表	修了式	
6 / 23	水	(日本側研修員退寮) 14:15ソウル(インチョン空港)発→16:35東京(成田空港)着 NH908便					
6 / 24	木	10:00~12:00 帰国報告会準備 (赤れんが棟第6教室)		14:00~15:30 帰国報告会 (赤れんが棟第6教室)			